外国人雇用

Q&A

QUESTION AND ANSWER

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局職業安定部職業対策課
ハローワーク（公共職業安定所）
https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku

外国人雇用Ｑ＆Ａ　もくじ

Q1. 外国人を採用したいと考えていますが、採用することができる外国人とは、どういった在留資格を持っている人たちをいうのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

Q2. 外国人が入国するときの手続はどうなっていますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７

Q3. 在留管理制度とは、どのような制度ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

Q4. 就労の資格がない外国人を雇った場合はどうなりますか。・・・・・・・・・・・・・・・ １４

Q5. 留学生をアルバイトとして雇用する場合、どのような点に注意すればよいですか。・・・ １６

Q6. 外国人留学生を卒業後、採用することができますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

Q7. 技能実習制度とは、どのような制度ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

Q8. 「特定技能１号・２号」とは、どのような在留資格ですか。・・・・・・・・・・・・・・・ ２２

Q9. ワーキング・ホリデーとは、どのような制度ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２５

Q10. 高度人材ポイント制とは、どのような制度ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２６

Q11. 外国人労働者の職業相談・紹介を行っている窓口はありますか。・・・・・・・・・・・・ ２８

Q12. 人材紹介会社や人材派遣会社を利用するときの注意点はありますか。・・・・・・・・・・ ２９

Q13. 募集や面接時に注意することはありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３０

Q14. 日本語能力試験の合格者は、どのくらいのレベルですか。・・・・・・・・・・・・・・・ ３１

Q15. 外国人労働者を雇用する場合、労働関係法令や社会保険は適用されるのですか。・・・・ ３２

Q16. 外国人雇用状況届出制度とは、どのような制度ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・ ３５

Q17. 外国人労働者に対する税金はどうなりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４０

Q18. 外国人の身元保証人になった場合、その責任はどこまで負うのでしょうか。・・・・・・ ４１

Q19. 外国人労働者の雇用管理や職業生活等についてアドバイスを受けることはできますか。・ ４２

Q20. 外国人労働者を雇用する場合、どのような点を考慮すればよいのでしょうか。・・・・・ ４３

Q1. 外国人を採用したいと考えていますが、採用することができる外国人とは、どういう在留資格を持っている人たちをいうのですか。

外国人の方は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）により我が国に在留して行うことのできる活動又は我が国に在留できる身分若しくは地位が定められており、誰でも採用できるという訳ではありません。これを類型化したものを“**在留資格**”といい、就労の可否により以下のように分けることができます。

※　就労とは「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に従事することを意味します。

◎活動に基づく在留資格

(1)　特定された就労活動が認められる在留資格

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職（１号イ・ロ・ハ，２号）、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能（１号・２号）、技能実習（１号イ・ロ，２号イ・ロ，３号イ・ロ）、特定活動

※　「特定活動」は、就労が認められるかどうかが個々の許可内容によって違いますので、「**指定書**」の記載内容に注意してください（在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「指定書」が交付（もしくは旅券（パスポート）に添付）されており、その「指定書」により就労できる方か否かの確認を行うことができます。）（→Ｐ２５を参照）。

(2)　就労を認めていない在留資格

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

※　「留学」、「家族滞在」の在留資格で在留する外国人の方については、本来の活動に支障がない限り、事前に地方出入国在留管理官署で資格外活動の許可を受ければ、風俗営業等が営まれている事業所を除き、１週間２８時間以内のアルバイトが可能です（→Ｐ１６を参照）。

なお、「文化活動」の在留資格の方については、個別の状況により資格外活動が許可される場合があります。

※　就労を許可された在留資格を有しているか、又は資格外活動許可を受けている外国人の方は、その証明となる就労資格証明書の交付を受けることができます（→Ｐ１３を参照）。

※　新型コロナウイルス感染症の拡大影響による帰国困難者に対する在留資格上の特例措置については、順次終了しています。詳細については、出入国在留管理庁のホームページをご確認ください。

（http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00154.html）　【二次元コードはこちら】

◎身分又は地位に基づく在留資格

(3)　就労に制限がない在留資格

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

在留資格一覧表

第１．我が国で一定の活動を行うための在留資格

１．特定された就労活動が認められる在留資格（入管法　別表第一）

一.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
外　　交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 〔外国政府の大使、公使、総領事等とその家族〕	「外交活動」を行う期間
公　　用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（外交の項に掲げる活動を除く。） 〔外国政府の職員等とその家族〕	５年、３年、１年、３月、３０日又は１５日
教　　授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 〔大学の教授、講師など〕	５年、３年、１年又は３月
芸　　術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（興行の項に掲げる活動を除く。） 〔作曲家、画家、著述家など〕	５年、３年、１年又は３月
宗　　教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 〔外国の宗教団体から派遣される宣教師など〕	５年、３年、１年又は３月
報　　道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 〔外国の報道機関の記者、カメラマンなど〕	５年、３年、１年又は３月

二.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
高度専門職 １号	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	５年

高度専門職 ２号	１号に掲げる活動を行った者であって、その在留がわが国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合する者が行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う教授の項から報道の項までに掲げる活動又は法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護、興行の項若しくは技能の項に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）	無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。） 〔企業の経営者、管理者など〕	５年、３年、 １年、６月、 ４月又は３月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 〔弁護士、公認会計士など〕	５年、３年、 １年又は３月
医　　療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 〔医師、歯科医師、薬剤師、看護師など〕	５年、３年、 １年又は３月
研　　究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（教授の項に掲げる活動を除く。） 〔政府関係機関や企業等の研究者など〕	５年、３年、 １年又は３月
教　　育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動〔小・中・高等学校の語学教師など〕	５年、３年、 １年又は３月
技　　術 ・ 人文知識 ・ 国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びに経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤、介護の項及び興行の項に掲げる活動を除く。） 〔機械工学等の技術者、通訳者、デザイナー、企業の語学教師など〕	５年、３年、 １年又は３月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行う技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動〔外国の事業所からの転勤者など〕	５年、３年、 １年又は３月
介　　護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動〔介護福祉士〕	５年、３年、 １年又は３月
興　　行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（経営・管理の項に掲げる活動を除く。） 〔歌手、ダンサー、プロスポーツ選手など〕	３年、１年、 ６月、３月、 又は 15 日
技　　能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 〔外国料理の調理師、宝石・貴金属加工の職人など〕	５年、３年、 １年又は３月
特定技能１号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	１年、６月 又は４月
特定技能２号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	３年、１年 又は６月

技能実習 １号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 ［技能実習生］	法務大臣が個々に指定する期間（１年を超えない範囲）
	ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 ［技能実習生］	
技能実習 ２号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ［技能実習生］	法務大臣が個々に指定する期間（２年を超えない範囲）
	ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ［技能実習生］	
技能実習 ３号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ［技能実習生］	法務大臣が個々に指定する期間（２年を超えない範囲）
	ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ［技能実習生］	

※　「高度専門職」については，P２６～P２７（高度外国人材ポイント制）を参照。

※　「特定技能１号・２号」については、Ｐ２２～Ｐ２４を参照。

※　「技能実習制度」については、Ｐ１９～Ｐ２１を参照。

※　それぞれの在留資格について、法務省令で定める基準に適合することが求められているので、詳細は「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令」を参考にしてください。（出入国在留管理庁のホームページに掲載されています。）

２．就労が認められない在留資格（入管法　別表第一）

三.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。） 〔日本文化の研究者など〕	３年、１年 ６月又は３月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 〔外国からの旅行者など〕	９０日若しくは３０日又は１５日以内の日を単位とする期間

四.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
留　　学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 〔大学・短期大学・高等専門学校等の学生、高等学校・専修学校等の生徒など〕	法務大臣が個々に指定する期間（４年３月を超えない範囲）

研　　修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（技能実習１号の項及び留学の項に掲げる活動を除く。） 〔研修生〕	１年、６月 又は３月
家族滞在	教授から文化活動（技能実習を除く。）までの在留資格をもって在留する者又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	法務大臣が個々に指定する期間（５年を超えない範囲）

※　留学生の資格外活動によるアルバイトについては、Ｐ１６を参照。

３．就労が認められるかどうかは個々の許可内容によるもの（入管法　別表第一）

五.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 〔本邦大学卒業者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ生、EPA に基づく看護師又は介護福祉士など〕	５年、３年、１年、６月、３月 又は 法務大臣が個々に指定する期間（５年を超えない範囲）

※　「ワーキング・ホリデー」制度及び「特定活動」の方を雇い入れる場合の注意点については、Ｐ２５を参照。

第２．我が国での活動に制限のない在留資格（入管法　別表第二）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永　住　者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者 〔日本人の配偶者・実子・特別養子など〕	５年、３年、 １年又は６月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	５年、３年、 １年又は６月
定　住　者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 〔第三国定住難民、日系３世、中国残留邦人など〕	５年、３年、１年、６月 又は 法務大臣が個々に指定する期間（５ 年を超えない範囲）

★　外国人の入国や在留手続きに関するご相談は、
「外国人在留総合インフォメーションセンター」（P５４を参照）へお問い合わせください。

在留資格「特定活動」告示一覧（2023年1月時点）

告示１号・告示２号・告示２号の２ 家事使用人（外交官等）	告示３３号 高度専門職外国人の就労する配偶者
告示３号 台湾日本関係協会職員及びその家族	告示３４号 高度専門職外国人又はその配偶者の親
告示４号 駐日パレスチナ総代表部職員及びその家族	告示３５号 外国人造船就労者
告示５号・告示5号の２ ワーキングホリデー	告示３６号 特定研究等活動
告示6号・告示7号 アマチュアスポーツ選手とその家族	告示３７号 特定情報処理活動
告示8号 国際仲裁代理	告示３８号 特定研究等活動家族滞在活動
告示９号 インターンシップ	告示３９号 特定研究等活動等の対象となる外国人研究者等の親
告示１０号 英国人ボランティア	告示４０号・告示４１号 観光、保養を目的とする長期滞在者とその同伴者
告示１２号 サマージョブ	告示４２号 製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員
告示１５号 国際文化交流	告示４３号 日系４世
告示１６～２４号、２７～３１号 インドネシア、フィリピン、ベトナム 二国間の経済連携協定（EPA） 看護師・介護福祉士関係	告示４４号・告示４５号 外国人起業家とその配偶者
	告示４６号・告示４７号 本邦大学卒業者とその配偶者等
告示２５号・告示２６号 医療滞在とその同伴者	告示４８号・告示４９号 オリンピック関係者とその配偶者
告示３２号 外国人建設就労者	告示５０号 スキーインストラクター

※告示１１号、１３号及び１４号は削除

※「特定活動」は、就労が認められるかどうかが個々の許可内容によって違いますので、「指定書」の記載内容に注意してください（在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「指定書」が交付（もしくは旅券（パスポート）に添付）されており、その「指定書」により就労できる方か否かの確認を行うことができます。）（→Ｐ２５を参照）。

Q2. 外国人が入国するときの手続はどうなっていますか。

１　外国人が有効な旅券（パスポート）を取得する。

外国人が日本へ入国するためには、有効な旅券（パスポート）が必要です（入管法第３条）。旅券には所持者である外国人の氏名、性別、生年月日等の身分事項、国籍の証明、保護を依頼する文言等が記載されており、これを持たずに日本へ入ると不法入国となります。

２　外国人が在外公館（現地の日本大使館等）において査証（ビザ）手続を行う。

旅券を持っているだけではまだ上陸はできず、さらに「この者は正当な理由と資格があって入国するものである。」という受入国政府（＝日本）による推薦が必要です（査証免除対象者を除く）。この推薦を査証（ビザ）といいます。

※　このとき、在留資格認定証明書を有している場合は、それを提出することにより査証の発給が円滑に行われます。

この在留資格認定証明書とは、「短期滞在」を除く目的により日本に上陸しようとする外国人又は当該外国人の代理人からあらかじめ地方出入国在留管理官署に申請があった場合に、当該外国人の申請している活動内容が在留資格に定める活動に該当し、かつ、基準に適合しているかを事前に審査し、条件に適合していると認められた場合に発行される証明書です。

３　外国人が出入国港で入国審査官から上陸審査を受け、上陸許可の証印を受けて在留資格、在留期間が付与され、中長期在留者には『在留カード』が交付される（Ｐ９～Ｐ１３を参照）。

就労活動を目的とした中長期在留外国人の入国及び在留手続の手順（次頁参照）

① 本人が旅券を取得
② 本人又はその代理人が地方出入国在留管理官署に在留資格認定証明書の交付申請
③ 地方出入国在留管理官署における在留資格認定証明書交付の審査
④ 在留資格認定証明書交付
⑤ 外国にいる本人に在留資格認定証明書を送付
⑥ 本人が日本の在外公館へ査証の申請
⑦ 在外公館で査証手続及び発給
⑧ 出入国港において上陸審査（在留資格、在留期間の決定、※在留カードの交付）
⑨ 住居地を定めてから１４日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村窓口でその住居地を法務大臣に届け出る（旅券に『在留カードを後日交付する』旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参のうえ手続をしてください。）。

※　在留中に在留期間更新、在留資格変更、資格外活動許可等の必要がある場合は、地方出入国在留管理官署で必要な申請を行う。

就労活動を目的とした中長期在留外国人の入国及び在留手続の手順

1　中長期在留外国人の入国手続

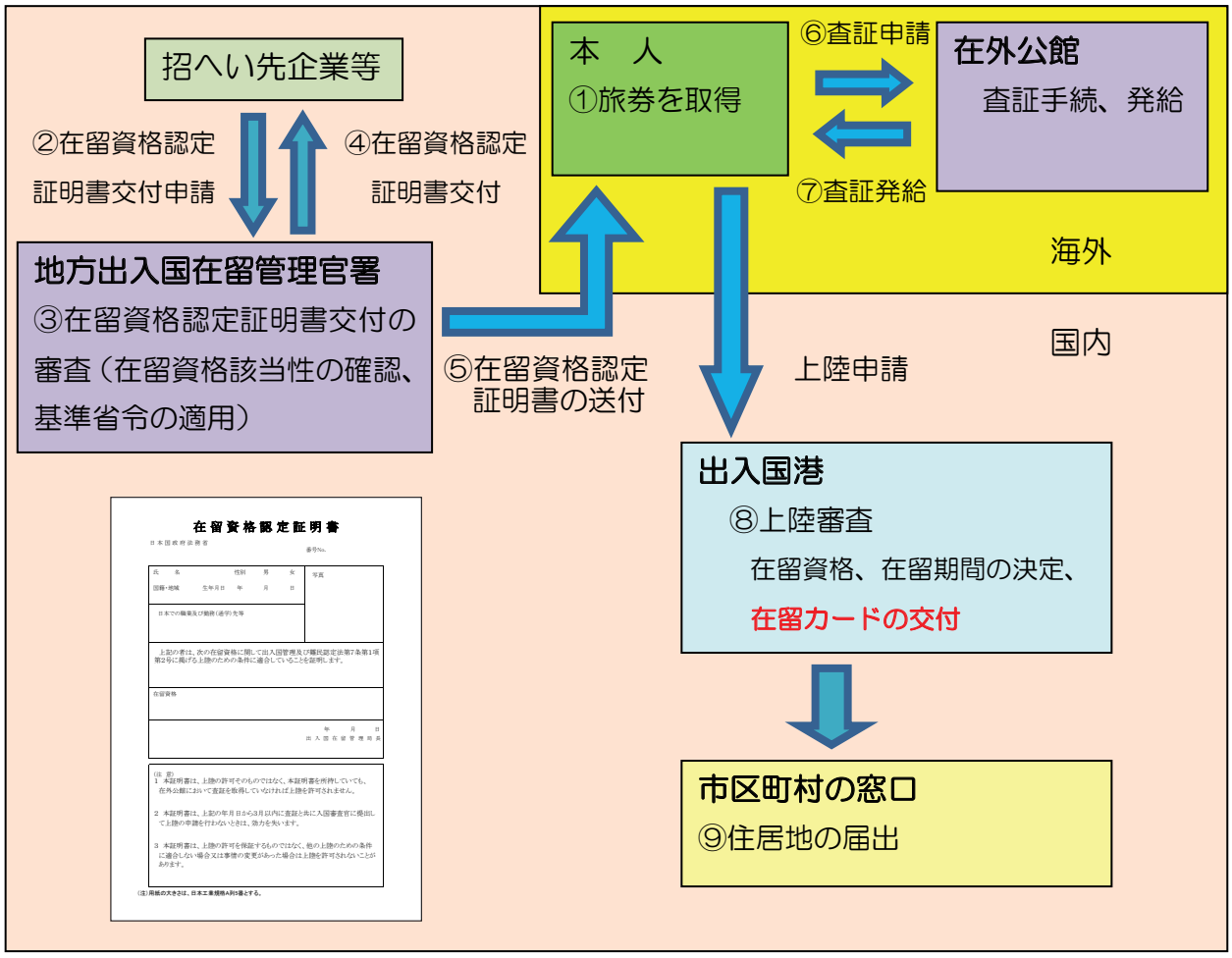

2　中長期在留外国人の在留手続の手順

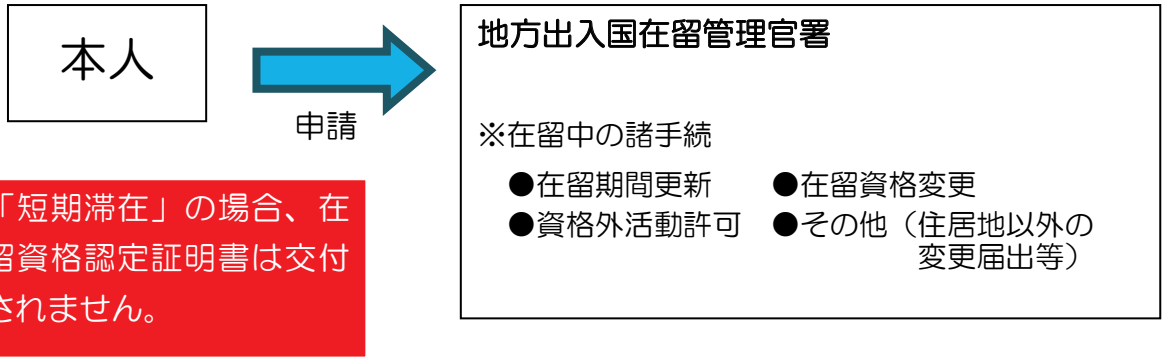

Q3. 在留管理制度とは、どのような制度ですか。

（１）　**平成２４年７月９日の改正入管法の施行に伴い、外国人登録制度は廃止されました。**

現在の在留管理制度は、平成２４年の改正入管法が施行まで、入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、外国人の方の在留管理に必要な情報を継続的に把握していくための制度で、そのことによって適法に在留する外国人の方の利便性の向上が図られます。

具体的には、我が国に中長期にわたり適法に在留する外国人の方に**「在留カード」**が交付されています。

特別永住者の方については、在留管理制度の対象となりませんが、外国人登録法が廃止されたこと及び従来の外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものであったことなどから、これと同様の証明書として**「特別永住者証明書」**が交付されます。

なお、特別永住者の方については、「外国人雇用状況届出書」の提出は不要ですので、採用決定後においても国籍の確認や「特別永住者証明書」の提示を求めないようにしてください（Ｐ３０及びＰ３５参照）。

（２）「在留カード」の交付対象者

在留管理制度の対象となっているのは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期にわたって在留する外国人で、具体的には、次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人の方です。

①　「３月」以下の在留期間が決定された者
②　「短期滞在」の在留資格が決定された者
③　「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
④　①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める者
⑤　特別永住者
⑥　在留資格を有しない者

※みなし特別永住者証明書等の有効期間及び切替場所はＰ１３参照

（３）　出入国港における在留カードの交付について

現在、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付しています。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をし、その近くに次のように記載されます。この場合には、中長期在留者の方が市区町村の窓口に当該旅券を持参の上、住居地の届出をした後に在留カードが交付されることとなります（原則として、地方出入国在留管理官署内から届出をした住居地に郵送されます）。

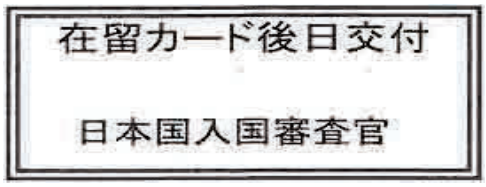

●旅券には以下のような証印シールが貼付されています。

在留資格変更許可	在留期間更新許可	上陸許可証印
在留資格変更許可 CHANGE PERMIT 在留資格 Status: 在留期間 Period: 在留期限 Until: 許可番号 許可年月日 出入国在留管理局長	在留期間更新許可 EXTENSION PERMIT 在留資格 Status: 在留期間 Period: 在留期限 Until: 許可番号 許可年月日 出入国在留管理局長	JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR 上陸許可 LANDING PERMISSION 許可年月日 Date of Permit: 在留期限 Until: 在留資格 Status: 在留期間 Duration:

※　なお、平成２４年７月９日以降に、中長期在留者に該当するものとして在留資格変更許可及び在留期間更新許可された内容については、旅券への上記証印シールの貼付はされません（許可された内容に基づく新しい在留カードが交付されます）。

★在留管理制度にかかる詳細は、大阪出入国在留管理局（Ｐ５４を参照）にお問い合わせください。

在　留　カ　ー　ド

【カード表面】

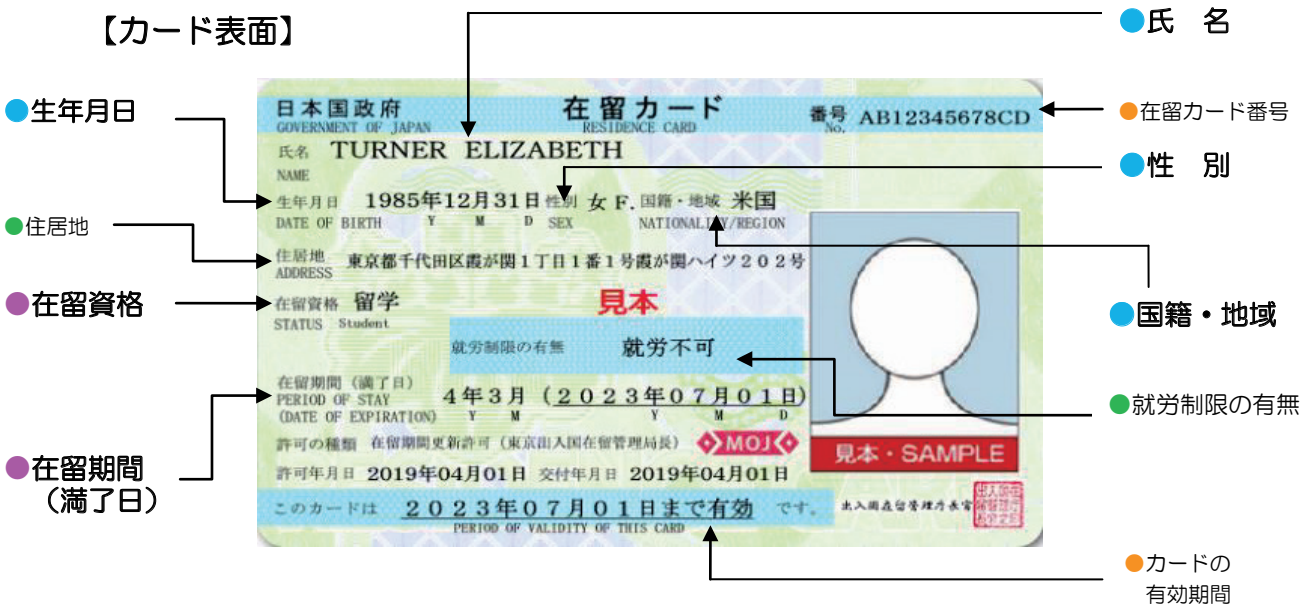

【カード裏面】

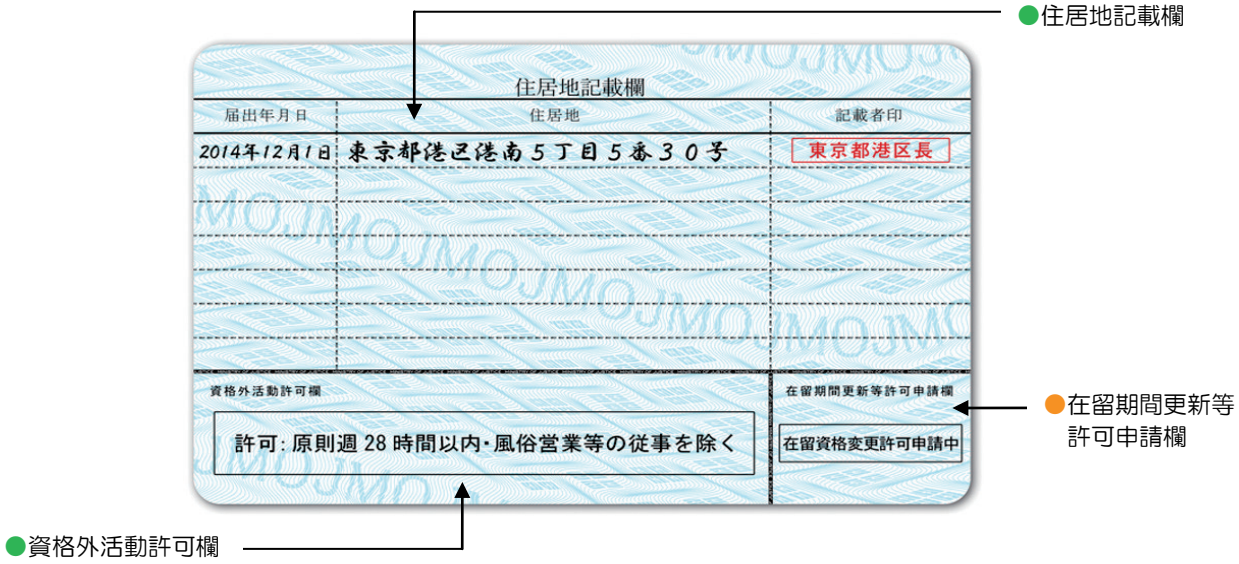

※　従来の外国人登録証明書と比べて、記載事項が大幅に削減されています。
　　例えば、世帯主、出生地、旅券番号や職業（勤務地）などは記載されません。

※　在留カードには、偽変造防止のための IC チップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されています。

※　在留カードには「有効期間」があります。

	１６歳以上の方	１６歳未満の方
永住者の方	交付の日から７年間	１６歳の誕生日まで
永住者以外の方	在留期間の満了日まで	在留期間の満了日又は１６歳の誕生日のいずれか早い日まで
高度専門職２号	交付の日から７年間	

身分事項

氏　名・・・・・　原則としてアルファベットによる表記となります。ただし、漢字による表記を希望される場合には、国籍・地域によりアルファベットに併せて漢字による氏名も表記することができます。なお、通称名については、在留カードには法律上も運用上も記載されません。

生年月日・・・・西暦で記載されます。

性　別

国籍・地域・・・　外国人が所持している旅券を発行した国の国名、出入国管理及び難民認定法第２条第５号ロの定める地域については地域名を表示することが原則となっています（２つ以上の国籍を持つ外国人の方は、基本的に上陸許可や在留手続等により、中長期在留者となった時点の国籍・地域名となります。）。

住居・職業事項

住居地・・・・・本邦における主たる住居の所在地が表記されます。

住居地記載欄【裏面】・・住居地を変更したときに、変更後の新しい住居地が記載されます。

就労制限の有無・・就労が認められていない場合は「就労不可」と記載され、就労が認められている場合には、入管法別表第一の一又は二の在留資格は「在留資格に基づく就労活動のみ可」、特定活動は「指定書により指定された就労活動のみ可」、別表第二の在留資格は「就労制限なし」と記載されます。

資格外活動許可欄【裏面】・・資格外活動許可を受けている場合には、許可の種類に応じて、「許可（原則週２８時間以内・風俗営業等の従事を除く）」又は「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」と記載されます。

入国在留事項

在留資格・・・出入国管理の法令に基づいて外国人がいかなる上陸・在留の許可を受けているかを表しています。

在留期間（満了日）・・・日本国内に在留することのできる許可期限を表しています。
　もし、この期限を超えて引き続き在留している場合は「不法残留」となります（ただし、在留期間更新等許可申請中の場合がありますので、裏面の記載も確認が必要です。）。

在留カード有効期間・その他

カード有効期間・・在留カードの有効期間が記載されます。
　これは、在留することのできる期間（在留期間）を意味するものではありません。

在留カード番号・・「英字２桁＋数字８桁＋英字２桁」

在留期間更新等許可申請欄【裏面】・・在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載されます。
　申請後、更新又は変更許可がされ、中長期在留者の場合には，新しい在留カードが交付されます。

在留カード等番号失効情報照会

出入国在留管理庁のホームページで在留カード等番号失効情報照会が行えます。
(詳しくは、https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx)
また、新たに「在留カード等読取アプリケーション」が導入され、無料配布されております。
(詳しくは、http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html)

【在留カード等番号失効情報照会】　　【在留カード等読取アプリケーション】

在留カードの偽変造防止対策

就労資格証明書

「就労資格証明書」とは、我が国に在留する外国人からの申請に基づき、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を地方出入国在留管理局長が証明する文書です。

例えば、転職の場合、その会社で就労が認められるかどうか、具体的に「〇〇会社における△△の活動は上記に該当する」旨の証明がされます。

なお、現に有する在留資格に該当する活動であれば就労が認められますので、この「就労資格証明書」がなければ就労できないというものではありません。

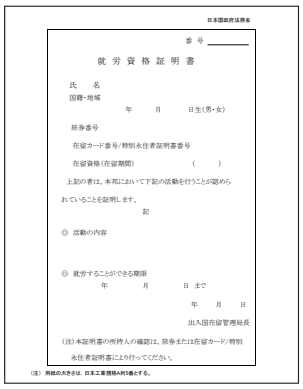
日本国政府法務省

番号

就労資格証明書

氏　名
国籍・地域
年　月　日生(男・女)
旅券番号
在留カード番号/特別永住者証明書番号
在留資格(在留期間)　(　)
上記の者は、本邦において下記の活動を行うことが認められていることを証明します。
記
◎ 活動の内容
◎ 就労することができる期限
年　月　日まで
年　月　日
出入国在留管理局長
(注) 本証明書の所持人の確認は、旅券または在留カード/特別永住者証明書により行ってください。
(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

みなし特別永住者証明書の切替え場所及び有効期間

切替えの申請先は、居住地の市区町村窓口になります。

対象となる方		切り替える期限
平成２４年（2012年）７月９日に１６歳以上であった方	次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日が平成２７年（２０１５年）７月８日までの方（※）	平成２７年（２０１５年）７月８日まで
	次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日が平成２７年（２０１５年）７月９日以降の方（※）	次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日まで
平成２４年（２０１２年）７月９日に１６歳未満であった方		１６歳の誕生日まで

※次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日は、外国人登録証明書の券面で確認できます。

Q4. 就労の資格がない外国人を雇った場合はどうなりますか。

（１）不法就労とは次の場合をいいます。

① 出入国在留管理局から働く許可を受けずに就労する。
例）・留学生が資格外活動の許可を受けずにアルバイトをする。
・短期滞在の在留資格で働く。

② 在留資格を持たずに、あるいは、在留期間が経過した後も滞在して就労する。
例）不法入国・不法残留（オーバーステイ）などの不法滞在の外国人が就労する。

③ 出入国在留管理局から認められた範囲を超えて働く。
例）外国料理店の調理人として働くことを認められた人が、工場で労働者として働く。

※ 上記の者を雇った場合や、業として外国人に不法就労活動をさせたり、あっせんしたりした者は不法就労助長罪（入管法第７３条の２）により３年以下の懲役若しくは３００万円以下の罰金に処せられます。
なお、雇用事業主等が外国人の方であれば、退去強制事由にも該当します。

※ 不法就労を行った外国人や不法滞在している外国人に対しては、日本から退去強制されるほか３年以下の懲役若しくは禁錮若しくは３００万円以下の罰金に処せられます。

（２）就労の資格を確認するに当たって

就労の資格については、以下により確認を行うことができます。
なお、確認に当たっては、確認の趣旨を十分説明のうえ、本人の同意のもと採用を決定した後に行ってください。

◎ 外国人の在留資格及び在留期間は、「在留カード」（もしくは旅券（パスポート）上の上陸許可証印等）で確認ができます。

なお、現在の在留管理制度の下では、中長期在留者については「在留期間更新」や「在留資格変更」の許可を受けた際に、旅券への許可証印の貼付は行われず、その都度、新たな「在留カード」が交付されます。

◎ 資格外活動の許可を得ているか否かについては、「在留カード」の裏面、資格外活動許可書により確認することができます（→Ｐ１６を参照）。

◎ 就労が許可された在留資格の外国人の方は、本人の申請により「就労資格証明書」の交付を受けることができます（→Ｐ１３を参照）。

◎ 在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「指定書」が交付（原則として旅券（パスポート）に添付）されています。その「指定書」により就労の可否を確認することができます（→Ｐ２５を参照）。

◎ 外国人雇用状況届出制度については、Ｐ３５～Ｐ３９を参照してください。

大阪府警察より
外国人を雇用する事業主の皆様へ

～不法就労は犯罪です～

外国人を不法就労させた事業主も処罰の対象になります

1　外国人の不法就労は法律（出入国管理及び難民認定法）で禁止されています。
2　外国人を不法就労させた場合、雇用した事業主も処罰の対象になります。

不法就労となるケース

①働く許可を受けていないのに働く（例：留学生等が資格外活動許可を受けず働く）
②不法滞在者が働く（例：在留期限が切れた者、在留資格がない者が働く）
③許可条件の範囲を超えて働く（例：留学生等が許可を受けた週28時間を超えて働く、風俗店で働く）

事業主が処罰対象となるケース

不法就労させる・不法就労をあっせんする
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
（法人としても罰せられるほか、不法就労者であることを知らなかったとしても処罰されるケースもあります。在留カードを確認していない等の過失がある場合でも処罰は免れません。）

**不法就労者が摘発され、雇用主又は責任者が罰せられる事案が相次いでいます！
外国人の就労に関する法律上のルールを遵守し、就労資格等の確認を徹底し、適正な雇用をお願いします。**

問い合せ先　大阪府警察本部　警備部　外事課　（06－6943－1234）

口座売買防止にご協力ください

外国人が銀行口座を他人に売り、その口座がインターネットバンキングの不正送金先として利用される事案が確認されています。
事業主の皆様には、雇用する外国人が口座売買等の犯罪に巻き込まれないように啓発をお願いします。

注意のポイント

- 口座を譲り渡す行為（有償・無償を問わない）
  → 犯罪による収益の移転防止に関する法律違反
  〔1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金〕
- 譲渡・売却目的での口座開設
  → 詐欺罪　（刑法246条）
  〔10年以下の懲役〕

給与口座の開設時や退職時には、上記内容についての注意喚起をお願いします。

問い合せ先　大阪府警察本部　警務部　高度情報推進局　サイバーセキュリティ対策課　（06－6943－1234）

Q5. 留学生をアルバイトとして雇用する場合、どのような点に注意すればよいですか。

「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方は、原則として就労できませんが、事前に地方出入国在留管理局長から資格外活動の許可を受ければ、１週２８時間以内（夏季休業、冬季休業及び春季休業など、教育機関の学則等により定められている長期休業期間の間は１日８時間以内※）で学業に支障を及ぼさない範囲でアルバイトをすることが可能です。

※　長期休業期間中であっても、労働基準法第 32 条に定める労働時間を超えた就労を行うことはできません。

ただし、風俗営業等が営まれている事業所での就労はできません。

また、学校を休学中の者、退学・除籍になった者及び卒業者については、留学生としての本来の活動を行っていないことから、資格外活動は認められません。

したがって、留学生をアルバイトとして雇用しようとする際には、資格外活動の許可を受けていることを確認することが必要であり、その許可を受けていない留学生を雇用した場合、風俗営業等が営まれている事業所で就労させた場合又は許可された時間を超えて就労させた場合には事業主に対して罰則が適用されることがあります。

なお、この資格外活動の許可は、就労可能時間の内容を限度として勤務先や時間帯を特定することなく包括的に付与されるものです。

「留学」の在留資格で上陸許可を受けた方（「３月」の在留期間が決定された方を除く。）は、その際に資格外活動許可申請ができます。

【資格外活動許可書（A5 サイズ）】

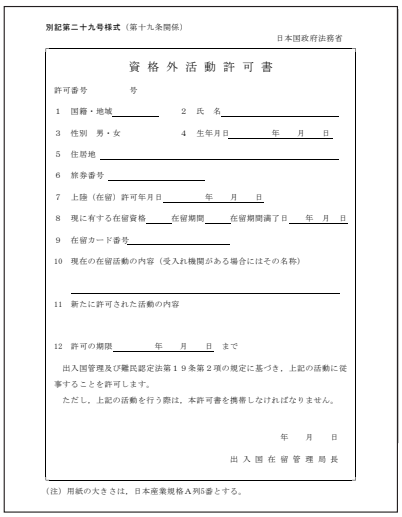

別記第二十九号様式（第十九条関係）

日本国政府法務省

資格外活動許可書

許可番号　　号

1　国籍・地域＿＿＿＿　2　氏　名＿＿＿＿

3　性別　男・女　　4　生年月日＿＿＿＿年　月　日

5　住居地＿＿＿＿

6　旅券番号＿＿＿＿

7　上陸（在留）許可年月日＿＿＿＿年　月　日

8　現に有する在留資格＿＿＿＿在留期間＿＿＿＿在留期間満了日＿＿＿＿年　月　日

9　在留カード番号＿＿＿＿

10　現在の在留活動の内容（受入れ機関がある場合にはその名称）

11　新たに許可された活動の内容

12　許可の期限＿＿＿＿年　月　日　まで

出入国管理及び難民認定法第１９条第２項の規定に基づき，上記の活動に従事することを許可します。

ただし，上記の活動を行う際は，本許可書を携帯しなければなりません。

年　月　日

出入国在留管理局長

（注）用紙の大きさは，日本産業規格A列5番とする。

【在留カード】

※裏面に記載されています。（下記赤枠内）

住居地記載欄

届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南５丁目５番３０号	東京都港区長

資格外活動許可欄

許可：原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留期間更新等許可申請欄

在留資格変更許可申請中

【旅券（パスポート）】

※資格外活動許可の期限は在留カードの期限と異なる場合がありますので、ご注意願います。（資格外活動許可の期限を超えてアルバイト等を行う事は出来ません。）

資格外活動許可

見本

IIAC0005600

Q6. 外国人留学生を卒業後、採用することができますか。

（１） 企業が卒業後の留学生を雇用しようとする場合は、入管法上、活動に応じた在留資格への在留資格変更許可申請を行い、許可を受ける必要があります。
　在留資格変更許可申請にあたっては、従事させようとする職務内容、基準省令への適合のほか、留学生が専攻した科目と関連する業務に従事するのか、企業の雇用目的、給与、安定した雇用を確保しうる経営状況なども審査の対象となります。（変更後の主な在留資格については、１８ページを参照。）
　４月に入社が内定している場合、卒業見込みの段階で、変更許可申請を行うことが可能ですので、十分な時間的余裕をもって申請する必要があります。
　なお、在留資格変更許可申請中の就労は Q5 で定める資格外活動の範囲で認められます。

〇申請手続には、主に次の書類が必要です。

①在留資格変更許可申請書
②旅券及び在留カード
③申請人の活動内容（雇用契約書等）、学歴等を証明する書類（卒業証明書等）
④企業の事業内容を証明する書類（給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書等）

※　③及び④については、個々の申請人、企業により必要書類が異なりますので詳細は「法務省」のホームページで確認いただき、ご不明な点は「外国人在留総合インフォメーションセンター」（ともにＰ５４を参照）へお問い合わせください。

（２） 大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して卒業した留学生が、同教育機関を卒業後も卒業前から引き続き行っている就職活動を継続することを目的として本邦への在留を希望する者で、当該教育機関による推薦がある場合には、「特定活動」への在留資格変更が許可され、さらに１回の在留期間更新が認められることにより教育機関を卒業後最長１年間の滞在が可能となります。
　その間、個別の申請に基づき週２８時間以内の資格外活動許可が受けられます。

～求人のお申込みについて～

「求人申込書【大卒等】」については、貴社の所在地を管轄するハローワーク（P５８を参照）へ提出願います。ご提出いただきました求人は、外国人雇用サービスセンター（大阪・東京・名古屋・福岡）を中心に全国のハローワークで公開され、応募希望者をご紹介いたします。（ご希望によりインターネットでの公開も可能です。）
　また、**「大阪外国人雇用サービスセンター」**（Ｐ２８及びＰ５７を参照）では外国人の方の採用に向けたコンサルティングを行っており、在留資格と密接に関わる仕事内容や使用言語のレベル等、雇用したい人材に求める条件等をお聞きしながら、留学生・外国人の方が応募しやすい求人の作成方法等をアドバイスしていますので、ご利用ください。

～外国人留学生採用に関する参考情報～

外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック
留学生等の採用や活躍に向けて、企業が取り組む際に押さえておくと良い 12 のポイントをまとめています。
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/ryugakusei_katsuyaku_pt/pdf/20200228_01.pdf

【二次元コードはこちら】

卒業後の留学生を雇用する際の主な在留資格について

卒業後の留学生が国内で就職する際、変更し得る主な在留資格として、
（１）　技術・人文知識・国際業務
（２）　特定活動（本邦大学卒業者）
（３）　特定技能１号・２号
が挙げられます（特定技能１号・２号の詳細は、P２２～P２４参照）。

○活動内容と許可基準

	技術・人文知識・国際業務		特定活動 (本邦大学卒業者)
活動内容	①　理学、工学その他の自然科学分野に属する技術もしくは知識 ②　法律学、経済学、社会学その他人文科学分野に属する技術もしくは知識 ③　外国の文化に基盤を有する思考又は感受性 のいずれかを必要とする業務		本邦の大学等において修得した広い知識、応用能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用する幅広い業務
許可基準	（①②の場合） 従事する業務に必要な技術や知識に係る科目を専攻し、大学院・大学・短大・高等専門学校・専修学校を卒業していること、または、１０年以上の当該業務の実務経験があること	（③の場合） ３年以上の当該業務の実務経験があること（大学院・大学・短大を卒業した者が通訳・翻訳、語学の指導に従事する場合は、経験不要）	・日本の４年制大学の卒業及び大学院の修了者であること（短大、専修学校、外国の大学卒及び大学院の修了は対象外） ・日本語能力試験 N1 又は BJT ビジネス日本語能力テストで 480 点以上を有する者であること ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること ・フルタイム雇用であること（パートタイム、アルバイト及び派遣社員は対象外）
	（①～③共通） ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること ・就職先での企業等の事業が適正に行われ、安定性及び継続性が認められること		

○在留資格ごとの比較

	技術・人文知識・国際業務	特定活動 (本邦大学卒業者)	特定技能 １号	特定技能 ２号
①　在留期間	制限なし、更新可	制限なし、更新可	上限５年	制限なし 更新可
②　日本語能力 （P３１参照）	－ （試験結果証明不要）	日本語能力試験 N1 又はＢＪＴビジネス日本語能力テスト 480 点以上（試験結果証明必要）	日本語能力試験 N4 以上又は国際交流基金日本語基礎テスト合格者（特定技能１号のみ）	
③　必要学歴	国内外の短大、大学、大学院又は国内の専門学校（「専門士」の称号を取得）のいずれかを卒業	国内の大学又は大学院卒業	不問 （年齢１８歳以上）	
④　仕事内容 （例）	海外営業、マーケティング、エンジニア、通訳・翻訳、語学教師、デザイナーなど	接客販売など業務中に日本語を使う可能性がある仕事	１２の特定産業分野に該当する仕事 （P２３参照）	特定産業分野のうち、建設、造船・舶用工業の２分野のみ

★在留資格変更手続きの詳細については、外国人在留総合インフォメーションセンター（P５４を参照）へお問い合わせください。

Q7. 技能実習制度とは、どのような制度ですか。

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、平成 29 年 11 月 1 日付けで「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を施行し、その法律に基づき技能実習計画の認定及び監理団体の許可に関する事務を行う外国人技能実習機構が設立されました。

◎　技能実習生が日本の国内に在留する資格には、「技能実習１号」・「技能実習２号」・「技能実習３号」の在留資格があり、１号の入国後講習開始時から（※1）労働関係法令の適用があります。

※1　団体監理型の場合は、１号の入国後講習修了後から適用となります。

◎　技能実習生の受け入れについては、企業単独型（海外にある現地法人、合弁企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動）及び団体監理型（事業協同組合、商工会等の営利を目的としない団体が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する活動）があります（→Ｐ２０を参照）。

◎　技能実習制度では、在留資格「技能実習１号」から「技能実習２号」、「技能実習２号」から「技能実習３号」へ移行することが可能な８６職種１５８作業の移行対象職種があり、最大で５年間（※2）の滞在となります（→Ｐ２１を参照）。

※2　技能実習３号へ移行するためには企業単独型技能実習では実習実施者が、団体監理型技能実習では監理団体及び実習実施者が優良と認められた場合となります。詳しくは下記事務所にお問い合わせ下さい。

★　監理団体の許可申請に係るご相談

外国人技能実習機構　本部事務所
〒１０８-００２２
東京都港区海岸３－９－１５　ＬＯＯＰ－Ｘ３階
TEL　０３－６７１２－１５２３

★　技能実習計画の認定申請に係るご相談

外国人技能実習機構　大阪事務所
〒５４１-００４３
大阪市中央区高麗橋４－２－１６　大阪朝日生命館３階
TEL　０６－６２１０－３３５１

技能実習制度の仕組み

○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、ＯＪＴを通じて技能を移転する制度。（平成５年に制度創設）
○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約３３万人在留している。
※令和４年６月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

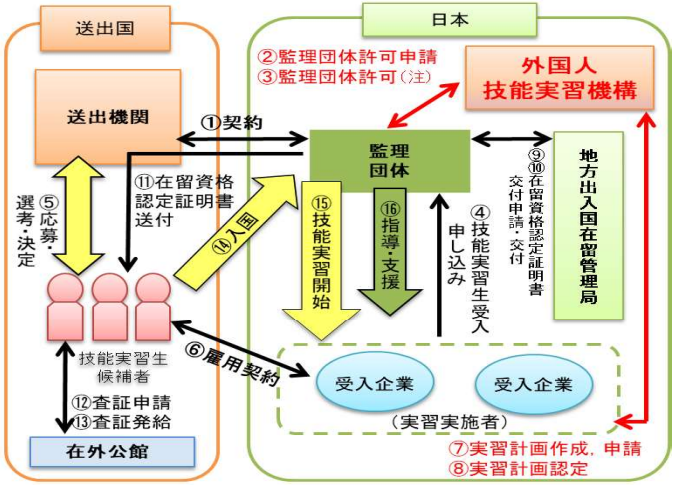

注：外国人技能実習機構による調査を経て，主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

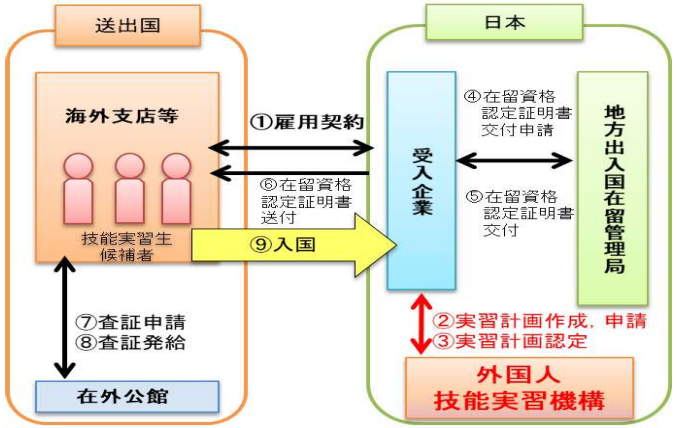

技能実習の流れ

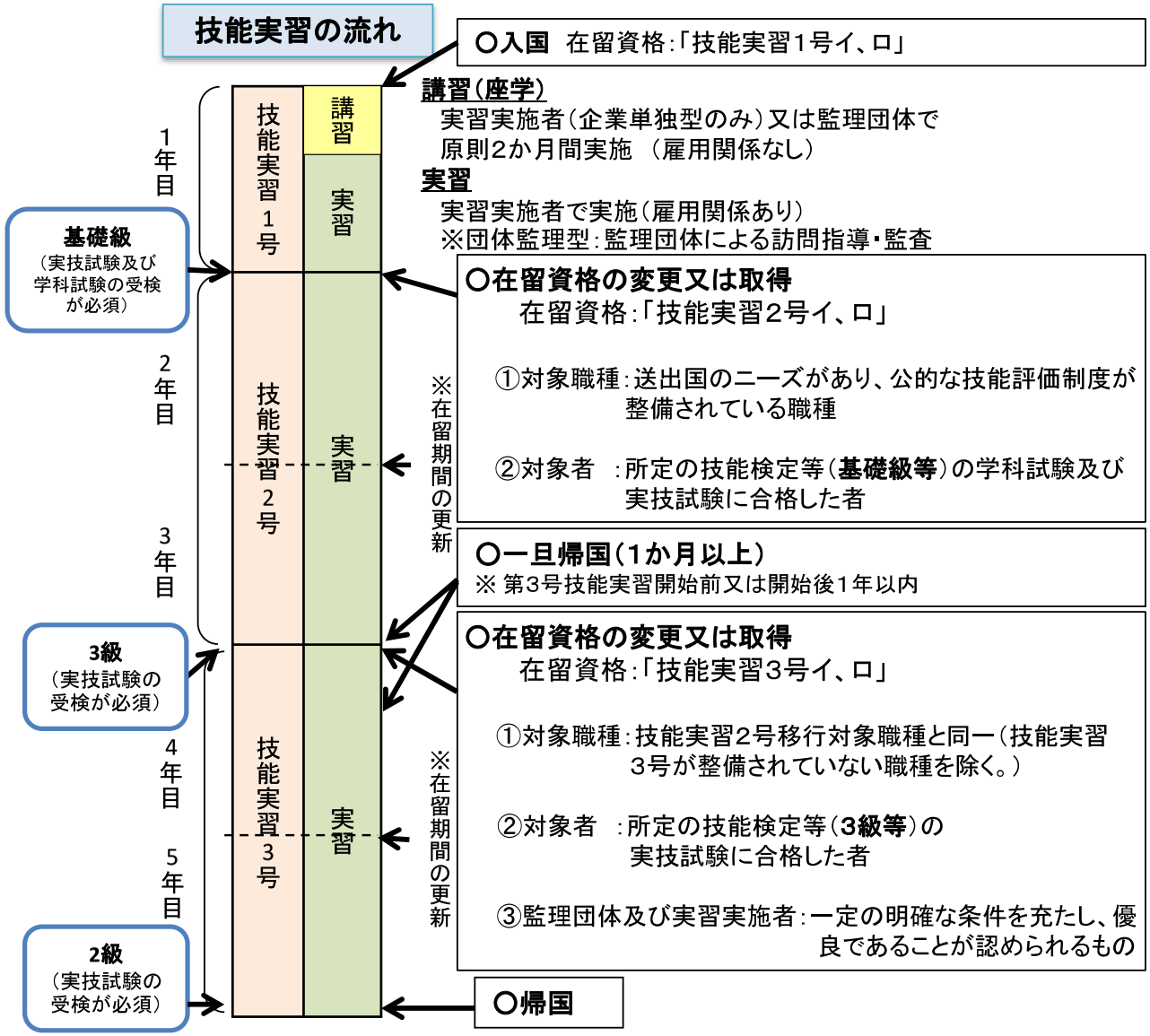

技能実習制度　移行対象職種・作業一覧（86職種158作業）

（令和4年4月25日時点）

1　農業関係（２職種６作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果　樹
畜産農業●	養　豚
	養　鶏
	酪　農

2　漁業関係（２職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3　建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
と　び	と　び
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左　官	左　官
配　管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表　装	壁　装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘　削
	締固め
築　炉	築　炉

（注１）●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注２）△のない職種・作業は３号まで実習可能。

4　食品製造関係（11職種18作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業●	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5　繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染　色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6　機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名
鋳　造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛　造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	プライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき

6　機械・金属関係（続き）

職種名	作業名
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7　その他（20職種37作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印　刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製　本	製　本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗　装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶　接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介　護●	介　護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解ぎ装
	空気装置検修・解ぎ装

○　社内検定型の職種・作業（１職種３作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

Q8. 「特定技能１号・２号」とは、どのような在留資格ですか。

在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

在留資格「特定技能」には、特定技能１号と特定技能２号の２種類があり、外国人の方には、活動を行うことができる本邦の公私の機関及び在留が認められている特定産業分野が記載された「指定書」が交付（原則として旅券に添付）されています。

○特定技能１号

特定産業分野※に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

※特定産業分野１２分野

介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

○特定技能２号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

建設、造船・舶用工業のみ（令和５年１月現在）

	特定技能１号	特定技能２号
在留期間	１年、６か月又は４か月ごとの更新、通算で上限５年まで	３年、１年又は６か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認（技能実習２号を良好に修了した外国人は移行対象職種に限り試験等免除）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習２号を良好に修了した外国人は試験等免除）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ機関又は登録支援機関による支援	支援の対象	支援の対象外

１２の特定産業分野・業務に関する問合せ先についてはこちら

	特定産業分野	分野所管行政機関	担当部署	連絡先（ ）内は内線
1	介護	厚労省	社会・援護局福祉人材確保対策室	03-5253-1111(2844)
2	ビルクリーニング		医薬・生活衛生局生活衛生課	03-5253-1111(2432)
3	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	経産省	製造3分野企業向け特定技能外国人材制度相談窓口	03-5909-8762 03-5909-8746
4	建設	国交省	不動産・建設経済局国際市場課	03-5253-8121
5	造船・舶用工業		海事局船舶産業課	03-5253-8634
6	自動車整備		自動車局	03-5253-8111(42426・42414)
7	航空		航空局 ①航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課（空港グランドハンドリング関係） ②安全部安全政策課乗員政策室（航空機整備関係）	03-5253-8111（①49124）（②50357）
8	宿泊		観光庁観光人材政策室	03-5253-8367
9	農業	農水省	経営局就農・女性課	03-6744-2162
10	漁業		水産庁企画課漁業労働班	03-6744-2340
11	飲食料品製造業		大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	03-6744-2397
12	外食業		大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課	03-6744-2053

特定産業分野と受入れ見込数等

	特定産業分野	分野所管行政機関	受入れ見込数（5年間の最大値）	従事する業務	受入れ機関に対して特に課す条件
1	介護	厚労省	50,900人	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外　【1業務区分】	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受け入れ人数枠の設定
2	ビルクリーニング		20,000人	・建築物内部の清掃　【1業務区分】	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
3	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	経産省	49,750人	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理　【3業務区分】	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
4	建設	国交省	34,000人	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備　【3業務区分】	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適性に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること　等
5	造船・舶用工業		11,000人	・溶接　・仕上げ ・塗装　・機械加工 ・鉄工　・電気機器組立て　【6業務区分】	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
6	自動車整備		6,500人	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 【1業務区分】	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
7	航空		1,300人	・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）　【2業務区分】	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・航空管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
8	宿泊		11,200人	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 【1業務区分】	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと
9	農業	農水省	36,500人	・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等） 【2業務区分】	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
10	漁業		6,300人	・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等）　【2業務区分】	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
11	飲食料品製造業		87,200人	・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 【1業務区分】	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
12	外食業		30,500人	・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）　【1業務区分】	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

受入れ機関には、**外国人を受け入れるための基準**と**義務**があります。

受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

① 外国人と結ぶ雇用契約が適切
（例：報酬額が日本人と同等以上）
② 機関自体が適切
（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
③ 外国人を支援する体制あり
（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
④ 外国人を支援する計画が適切
（例：生活オリエンテーション等を含む）

受入れ機関の義務

① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行
（例：報酬を適切に支払う）
② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については登録支援機関に委託も可。
（全部委託すれば外国人を受け入れるための基準③も満たす。）
③ 出入国在留管理庁への各種届出

※①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、
出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがあります。

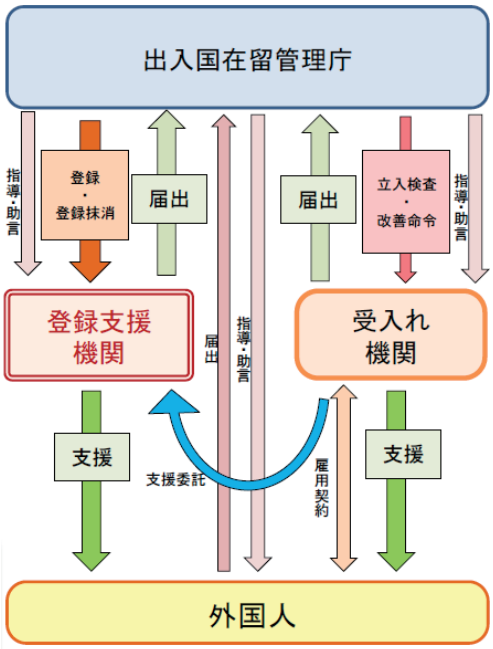

登録支援機関とは

①登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、１号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う個人又は団体です。
②登録支援機関となるためには、出入国在留官庁長官の登録を受ける必要があります。
③登録支援機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁のホームページに掲載されます。
④登録の期間は５年間であり、更新が必要です。
⑤出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要があります。

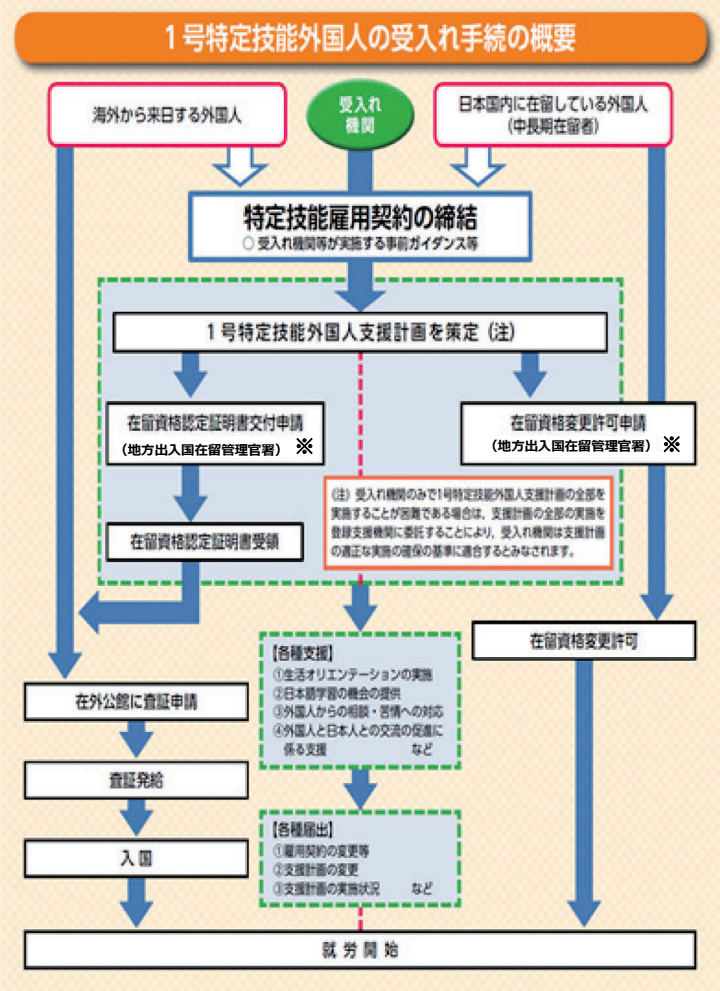

※雇用予定の方の出身国によっては、在留諸申請の際に提出書類のある国や、相手国において一定の送出手続きが定められている国があります。詳しくは法務省のホームページにてご確認ください。
（http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00073.html）
【二次元コードはこちら】

制度全般、入国・在留手続き、登録支援機関等についての問合せは

○大阪出入国在留管理局
tel ０５７０－０６４２５９（ナビダイヤル）

○外国人在留総合インフォメーションセンター
tel ０５７０－０１３９０４

Q9. ワーキング・ホリデーとは、どのような制度ですか。

（１）　「ワーキング・ホリデー」制度とは、現在、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ、英国、アイルランド、デンマーク、台湾、香港、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、オーストリア、スペイン、ハンガリー、アルゼンチン、チリ、アイスランド、チェコ、リトアニア、スウェーデン、エストニア、オランダとの間に結ばれている制度で、制度実施国間の相互理解、友好関係の促進のため、青少年【１８歳以上３０歳以下の者（一部の国は２５歳以下）】が相手国の文化及び一般的な生活様式を理解する機会を提供することを目的とし、主として休暇を過ごすために一定期間入国し、休暇の付随的な活動として旅行資金を補うために就労することが容認されているものです。

◎　入管法上の在留資格は「特定活動」となり、在留期間は最長１年間（一部の国は１年６ヶ月）で、本来の目的に反しない範囲で就労が認められており、原則として制限はありません。
※ただし、風俗営業等が営まれている事業所においては就労できません。

◎　ワーキング・ホリデー制度で入国し、就労する方は雇用保険の被保険者となりません。

◎　一部の国を除き、「ワーキング・ホリデー」制度の利用者には在留期間の更新や他の在留資格への変更を認めない旨の国家間合意がなされています。本邦で継続して就労を希望する場合、該当する在留資格で新たな上陸許可を受ける必要がありますので、管轄地の出入国在留管理局の就労審査部門へ御相談ください。

（２）　ワーキング・ホリデーに限らず、在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「指定書」が交付（原則として旅券に添付）されています。その「指定書」により就労できるか否かの確認を行うことが必要です。

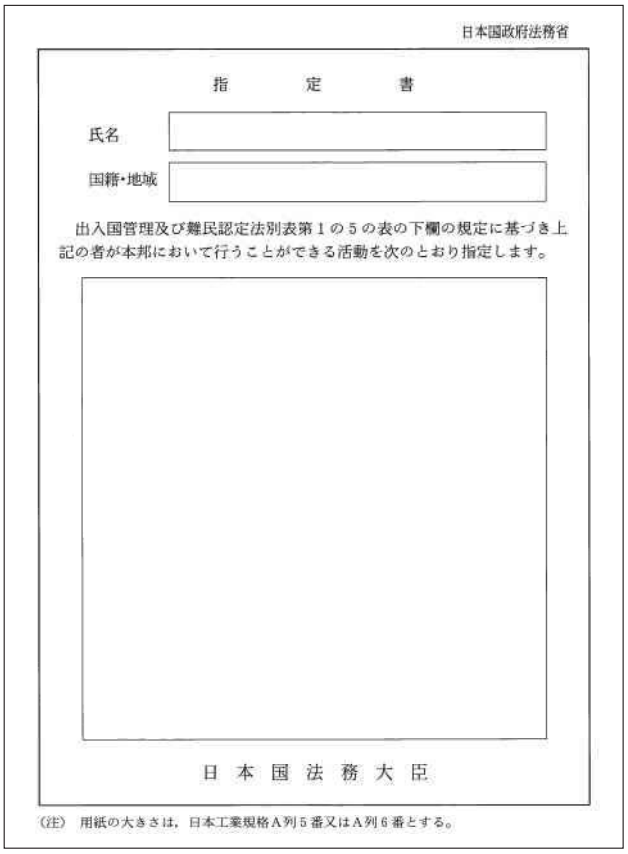

日本国政府法務省

指　　定　　書

氏名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第１の５の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

日 本 国 法 務 大 臣

（注）　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。

Q10. 高度人材ポイント制とは、どのような制度ですか。

（１） 高度人材ポイント制とは、高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められる者）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度です。

高度人材の在留資格は「特定活動」の一類型でしたが、これに代わり平成２７年４月１日より新たな在留資格「高度専門職」が創設されました。

高度人材の活動内容が「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」及び「高度経営・管理活動」の３つに分類され、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に高度人材と認定され、最初に在留資格「高度専門職第１号（イ・ロ・ハ）」が付与されます。

現に就労の資格に基づいて在留している方についても、高度人材としての在留資格「高度専門職第１号（イ・ロ・ハ）」への変更申請を行い、就労内容が高度人材としての活動に該当するかどうか、ポイント計算の結果が一定点数に達するかどうか、これまでの在留状況に問題がないか等所定の要件の審査を経て、在留資格変更許可を受けることが可能です。

また、「高度専門職第１号（イ・ロ・ハ）」の在留資格をもって一定期間（※）在留した方に在留資格「高度専門職第２号」が付与され、「高度専門職第１号（イ・ロ・ハ）」よりも優遇措置が拡充されます。

（※本邦に在留しながら高度専門職１号（イ・ロ・ハ）に掲げる活動を行った期間が３年以上）

（２）ポイント制における３つの分類（在留資格「高度専門職第１号（イ・ロ・ハ）」）

イ　**高度学術研究活動**　・・・基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者

ロ　**高度専門・技術活動**・・・専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者

ハ　**高度経営・管理活動**・・・我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

（３）高度人材として入国するための手続

高度人材として入国しようとする場合、まず、「高度専門職第１号（イ・ロ・ハ）」のいずれかの在留資格に関する「在留資格認定証明書」の申請をすることが必要となります。

在留資格認定証明書の申請の際、高度人材としての入国を希望する人は、公開されているポイント表に基づき自己採点したポイント計算が一定点数以上であることを確認の上、「ポイント計算書」に疎明資料を添えて提出します。

審査の結果、就労資格による入国が可能であり、かつポイントが一定点数以上であると確認された場合は「高度専門職第１号（イ・ロ・ハ）」のいずれかの在留資格が付記された在留資格認定証明書が交付されます。

交付された在留資格認定証明書を添えて在外公館に査証申請し、査証の発給を受けた上で来日し上陸許可申請をすることとなります。

（４） 高度人材に対する優遇措置

「高度専門職第１号（イ・ロ・ハ）」

① 複合的な在留資格の許容	従来の就労可能な在留資格にそのまま当てはめるのでなく、高度な資質・能力等を活かした複数の在留資格にまたがる活動や、併せて事業経営活動を行うことが許容されます。 （例）学術研究活動…本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動。
②在留期間「５年」の決定	在留期間「５年」が一律に決定されます。
③永住許可要件の緩和	永住許可を受けるためには、原則として我が国において 10 年以上の在留歴を必要とする取扱いをしているところ、高度人材については、高度人材としての活動を引き続き３年間行っている場合や、高度外国人材の中でも特に高度と認められる方（８０点以上の方）については、高度外国人としての活動を引き続き１年間行っている場合に永住許可の対象となります。
④入国・在留手続きの優先処理	高度人材に関する入国手続きについては申請受理から 10 日以内、在留手続については申請受理から５日以内に処理するよう努めます（必要書類の不足、申請内容に疑義がある場合、関係行政機関の意見聴取を要する場合等を除きます。）。
⑤高度人材の配偶者の就労	高度人材の配偶者の方が、本邦の公私の機関との契約に基づいて就労を目的とする在留資格（＝「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等）に該当する活動を行おうとする場合は、高度人材の配偶者としての在留資格で行うことができ、かつ、学歴・職歴の要件を満たす必要がありません。ただし、高度人材本人と同居し、かつ、日本人と同等額以上の報酬を受けることを要件とし、就労先を特定する必要があります。
⑥高度人材の親の帯同の許容	高度人材又はその配偶者の７歳未満の子（養子を含む）を養育し、又は配偶者若しくは高度人材本人が妊娠中でその介助をする場合には、以下の条件を満たす高度人材又はその配偶者の親（養親を含む）の帯同及び呼寄せが認められています。 ① 高度人材の世帯年収が８００万円以上であること。 ② 高度人材と同居すること。 ③ 高度人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること。 ※ 高度人材等の子の養育目的で在留している高度人材等の親は永住許可の対象とはなりません。
⑦家事使用人の帯同の許容	高度人材については、本国で雇用していた家事使用人を帯同することや、13 歳未満の子がいる等の事情を理由に外国人家事使用人を雇用することが認められています。 ただし、高度人材の世帯年収が１０００万円以上であること、月額 20 万円以上の報酬を支払う予定としていること、本国で雇用していた家事使用人を帯同する場合は本邦入国前に１年以上継続して当該高度人材に雇用されていた者であること等、一定の条件を満たすことが必要となります。

「高度専門職第２号」

その上、上記の③から⑦の優遇措置に加えて、在留期間が「無制限」、在留活動の制限が大幅に緩和（高度専門職として認められた活動と併せて行う、在留資格「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行」及び「技能」の就労活動を認める。）されています。

★ 高度人材ポイント制に関する詳細は、法務省出入国在留管理庁のホームページをご覧ください（ホームページはＰ５４を参照。）。

Q11. 外国人労働者の職業相談・紹介を行っている窓口はありますか。

（１）　**留学生・日系人を含む外国人労働者に係る就労支援を専門に行う厚生労働省の機関として、「大阪外国人雇用サービスセンター」があります。**

同センターは、入管法上日本での就労が認められ、国内で就労を希望する外国人の方々（留学生を含む）に対し、職業相談・職業紹介を行うとともに、パソコンによる求人情報の検索やインターネットを利用した様々な情報検索を行うことが可能な施設です。

また、留学生ビジネス・インターンシップ事業など、留学生の卒業後の国内就職に向けた各種支援も行っています。

さらに、外国人求職者の方のみならず、事業主の方からの従業員等の在留資格に関する相談に対応する外国人雇用管理（在留資格）アドバイザーや、外国人求職者の方への相談を円滑、かつ的確に行うための、**英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語及びウクライナ語**の通訳員を配置しています。

「大阪外国人雇用サービスセンター」への求人連絡は、管轄の公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）を通じて行うことができます。

（２）　**ハローワーク**においても、外国人の方々に対し、その在留資格に応じた職業紹介を行っています。

ハローワークには、外国語通訳員が配置されている所もあり（→Ｐ５７を参照）、ハローワークを通じて外国人の雇用管理や職業生活について専門のアドバイザーによる相談を受けることもできます（→Ｐ４２を参照）。

留学生ビジネス・インターンシップについて

◎　大阪労働局（大阪外国人雇用サービスセンター）では、留学生と企業との相互理解を促進するため、インターンシップを実施し、卒業後日本での就職を希望する留学生に対し、本格就労に向けた実践準備の機会を提供するとともに、企業側にも高度な外国人人材の活用に対する理解の促進を図っています。

なお、インターンシップ期間中の傷害・損害保険は大阪労働局にて加入します。

◎　留学生との相互理解の促進により、指導にあたる社員のマネージメント力の向上や国際的視野の獲得が期待できるとともに、雇用管理の改善策（質の高い新たな労働力の確保）が見えてくるなど企業の活性化・国際化を促すきっかけとなります。

◎　大学等の夏期（７～９月）・春期（２～３月）の長期休暇期間を中心に実施し、標準として、事前研修１日（大阪外国人雇用サービスセンターにて実施）とインターンシップ（企業での実習）で構成する１～２週間のプログラムです。実施体制、実習内容に応じて実習期間を若干増減することも可能です。

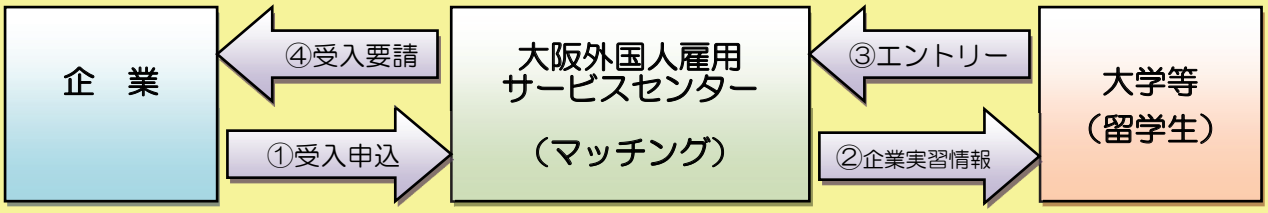

★　受入れのお申込み等、詳細については、**大阪外国人雇用サービスセンター**（Ｐ５７を参照）にお問い合わせください。

Q12. 人材紹介会社や人材派遣会社を利用するときの注意点はありますか。

人材紹介会社や人材派遣会社を利用する場合には、次の（１）あるいは（２）の厚生労働大臣の許可を受けている事業主であるかどうかを確認する必要があります。

厚生労働省では、「人材サービス総合サイト（https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/）を運営しています。このサイトから労働者派遣事業、職業紹介事業の許可・届出事業所一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度や最新情報を閲覧することができます。

※なお、外国人労働者については、日本で就労が可能な在留資格を有しているか在留カード等から確実に確認できる者である必要があります。

【二次元コードはこちら】

（１）　**有料職業紹介事業**

有料職業紹介事業とは、職業紹介に関し手数料又は報酬を受けて行う職業紹介事業をいいます。なお、外国人であることを理由に応募対象から外すことや、外国人を希望するといった求人を出すことはできません。

例えば、仕事に英語が必要不可欠の場合、英語能力を条件に付すなど、必要な資格・能力を示しておくことが重要です（→Ｐ３０を参照）。

◎　有料職業紹介事業を行うことができない職業

- 港湾運送業務に就く職業
- 建設業務に就く職業

（２）　**労働者派遣事業**

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。なお、派遣先は事前に派遣労働者を特定する行為はできず、派遣元はそれに協力できないことから、外国人であることを理由に拒むことや、外国人を希望することはできません。

◎　労働者派遣事業を行うことができない業務

- 港湾運送業務
- 建設業務
- 警備業務
- 病院などにおける医療関係の業務（一部を除く）

【留意事項】

請負契約（請け負う者が、ある仕事を完成させることを約束し、発注する者が、仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束することにより成立する契約）である場合、請負労働者に発注者が指揮命令をすればいわゆる偽装請負となり、労働者派遣法違反となりますので注意が必要です。

外国人労働者と違約金や保証金の徴収等に係る契約を結ぶ等、職業安定法に違反する者や労働者派遣法に違反する者、また国外からの受入に際して同様の契約を結ぶ取次機関を利用する者からのあっせんは受けないようにしてください。

★　職業紹介事業及び労働者派遣事業に関することは、大阪労働局需給調整事業部（０６－４７９０－６３０３）にお問い合わせください。

Q13. 募集や面接時に注意することはありますか。

（１）　**求人の募集を行うにあたっては、従事すべき業務内容、賃金、労働時間、就業場所、労働契約期間、労働・社会保険関係法令適用に関する事項などについて明示を行ってください。**
　労働者の国籍等を理由とした、賃金、労働時間その他の労働条件についての差別的取扱いをしてはなりません。

　求人募集の際、外国人のみを対象とする、あるいは応募できないとすること、また国籍を指定することはできません。
　応募者が自己の有するスキルに応じ適切に判断が行えるよう、募集にあたっては、スキル等を条件とするとともに、入管法上、日本での就労が認められており、国内で就労を希望する外国人の方々が、在留資格の範囲内で、その有する能力を有効に発揮できるよう、公正な採用選考に努めてください。

　新規学卒者などを採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにしてください。
　国内において就職を希望する留学生は、卒業後就労するにあたり、入管法上、在留資格の変更許可を受ける必要があることから、募集内容を適切に判断できるよう学部、専攻学科、語学力や必要な資格などについて、特に詳細に記載しておくことが効果的です。

（例）①　海外取引相手国の文化、事情に精通している人材が欲しい場合
　　×（不適切）…△△人に限る、日本人は応募不可　など
　　○（適　切）…△△国の会計法に精通している又は貿易事務経験が５年以上　など

　　②　商談等のために相手国企業との通訳として人材が欲しい場合
　　×（不適切）…△△人に限る　など
　　○（適　切）…△△語ネイティブレベル、日本語能力試験１級（N1）、TOEIC８００点以上　など

（２）　**面接時に「国籍」を質問するなどの行為は行わないようにしてください。**
　これは、本籍地、宗教、家族の収入などを確認するのと同様に、公正な採用選考や人権上の配慮からも不必要な情報収集です。

（３）　**面接時に「在留カード」等の提示を求めることは適当ではありません。**
　Ｐ３５にある「外国人雇用状況届出書」の提出のため、「在留カード」の確認が必要となりますが、面接時ではなく採用を決定してから確認することとしてください。
　面接時の在留資格等の確認においては、口頭での質問により回答を得る、書面により本人から自己申告してもらうなど、在留カード等の国籍欄を直接確認するのではない方法で行うこととし、採用が決まり次第、提示を求めるようにしてください。
　なお、採用決定後において提示を求める場合には、「外国人雇用状況届出制度」などの趣旨を十分に説明のうえ確認することとしてください。

※　特別永住者については、「外国人雇用状況届出」の提出は不要であり、採用決定後においても「国籍」の確認や「特別永住者証明書（もしくは外国人登録証明書）」の提示を求めないようにしてください。